

旅客営業規則(2025年4月1日施行)の概要（新旧比較表）

旅客営業規則の一部を次のように改正し、2025年4月1日乗車となるものから適用する。

新	旧
(略) (手回り品及び持込み禁制品) 第175条 旅客は、第176条又は第177条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第3号に掲げるもの(以下「危険品」という。)及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの (2) 刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。) (3) 暖炉及びこん炉(乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。<u>ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。</u>) (4) 死体 (5) 動物(小数量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第176条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第177条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。) (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかける恐れがあるもの (7) 車両を破損する恐れがあるもの 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) <u>第175条の2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限り、手回り品として車内に持ち込むことができる。</u> <u>(注)揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。</u>	(略) (手回り品及び持込み禁制品) 第175条 旅客は、第176条又は第177条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第3号に掲げるもの(以下「危険品」という。)及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの (2) 刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。) (3) 暖炉及びこん炉(乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。) (4) 死体 (5) 動物(小数量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第176条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第177条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。) (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかける恐れがあるもの (7) 車両を破損する恐れがあるもの 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略)

新							旧			
品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		品目番号	危険品の品目		適用除外の物品
					物品	重量、数量等				
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの	1	火薬類	(1) 火薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの。 (2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した、銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。 (3) 銃用実包又は銃用空包で、弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内(競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内)のもの。
				(2) 爆薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬						
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬						
			過塩素酸塩を主とする火薬							
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	－					
				硝安爆薬	－					
				塩素酸カリ爆薬	－					
				カーリット	－					
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	－					
				硝酸エステル	－					
				ダイナマイト類	－					
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	－					
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの				
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内(競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内)のもの				
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発光するおそれのない容器に収納した200個以内のもの				
				信管	－					
				火管	－					
				導爆線	－					
			2	高圧ガス	(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス(二酸化炭素)、亜酸化窒素ガス(笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品 (2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液体プロパン、液体炭素、液体亜硫酸、フロンー12、フロンー22、液体シアン化水素(液体青酸)、塩化エチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 (1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。 (2) 消火器内に封入した酸素ガスで2本以内のもの。 (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入が可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの。				

新							旧			
品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		品目番号	危険品の品目		適用除外の物品
					物品	重量、数量等				
1	爆発性の物	その他爆発性の物	－	ジニトロトルエン	－		5	可燃性液体	(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールター軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トルエン(トルオール)、キシレン、(キシロール又はザイロール)、メタノール(メチルアルコール又は木精)、アルコール(変性アルコールを含む。)、アセトン、二酸化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ビリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、蟻酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル(エチルブロマイド)、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーゼル油、松根油、テレピン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(バンカー油、ディーゼル重油)、ペンキ、その他の可燃性液体及びその他の製品(ペンキ等) (2) ニトロベンゼン(ニトロベンゾール) (3) ニトロトルエン(ニトロトルオール)	日常の用途に使用する小売店で通常購入可能な可燃性液体を含む製品(揮発油等の可燃性液体そのものは除く。)で、2リットル以内のもの又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。
			－	ジニトロフェノール	－					
			－	ニトログリコール	－					
			－	トリニトロベンゼン	－					
			－	トリニトロトルエン	－					
			－	ピクリン酸	－					
			－	過酢酸	－					
			－	メチルエチルケトン過酸化物	－					
			－	アジ化ナトリウム	－					
2	発火性の物	マッチ	－	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が3キログラム内のもの	6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状又はひも状のものに限る。)、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモン又は硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
			－	硫化リンマッチ						
			－	黄リンマッチ						
		その他発火性の物	－	セルロイド類	ペン、眼鏡＊	実重量が300グラム以内のもの				
			－	金属カリウム	－					
			－	金属リチウム	－					
			－	金属ナトリウム(金属ソーダ)	－					
			－	カリウムアマルガム	－					
			－	ナトリウムアマルガム	－					
			－	マグネシウム	－					
			－	アルミニウム粉	－					
			－	マグネシウム粉	－					
			－	黄リン	－					
			－	硫化リン	－					
			－	赤リン	－					

新						旧					
品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		品目 番号	危険品の品目		適用除外の物品	
					物品	重量、数量等					
2	発火性の物	その他発火性の物	－	リン化石灰	－		7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。	
			－	リン化カルシウム	－						
			－	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	－		8	酸類	（1） 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）、沸化水素酸 （2） 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 （1） 酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 （2） 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。	
			－	カーバイド（炭化カルシウム）	－						
			－	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）＊	容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のもの					
3	引火性の物	可燃性液体	－	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール＊	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの	9	酸化腐しよく剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（プロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 （1） 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 （2） 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。	
			－	アセトン	ネイルリムーバー＊						
			－	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤＊						
			－	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール＊						
			－	松根油	絵具用溶剤＊						
			－	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤＊						
			－	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー＊						
			－	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸＊						
			－	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）＊						
			－	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類＊						
			－	揮発油	－						
			－	ソルベントナフタ	－						
			－	コールター軽油	－						

新

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	－	ベンゼン (ベンゾール)	－	
			－	トルエン (トルオール)	－	
			－	キシレン(キシロール又はザイロール)	－	
			－	二硫化炭素	－	
			－	酢酸ビニルモノマ	－	
			－	エーテル	－	
			－	クロロシラン	－	
			－	アセトアルデヒド	－	
			－	パラアルデヒド	－	
			－	ジエチルアルミニウム	－	
			－	モノメチルアミン	－	
			－	トリメチルアミンの水溶液	－	
			－	ジメチルアミン	－	
			－	ピリジン	－	
			－	酢酸アルミ	－	
			－	酢酸エチル	－	
			－	酢酸メチル	－	
			－	義酸エチル	－	
			－	プロピルアルコール	－	
			－	ビニルメチルエーテル	－	
			－	臭化エチル(エチルブロマイド)	－	
			－	酢酸ブチル	－	
			－	フーゼル油	－	
			－	灯油(石油)	－	
			－	軽油(ガス油)	－	
			－	重油(パンカー油、ディーゼル油)	－	
			－	ガソリン	－	

旧

品目番号	危険品の品目		適用除外の物品
10	揮発性毒物	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮発性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 揮発性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素(ラジオ・アイソトープ)	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、防虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けないもの。 (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの。

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。

新							旧	
品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危 険 品 の 品 目	適 用 除 外 の 物 品			
					物 品	重 量、数 量 等		
3	引 火 性 の 物	可 燃 性 液 体	－	ニトロベンゼン (ニトロベンゾール)	－			
			－	ニトロトルエン (ニトロトルオール)	－			
			－	エチルエーテル	－			
			－	酸化プロピレン	－			
			－	ノルマルヘキサン	－			
			－	エチレンオキシド	－			
			－	酢酸ノルマルーベン チル	－			
			－	イソペンチルアルコ ール	－			
			－	メチルエチルケトン	－			
		そ の 他	－	そ の 他 の 引 火 性 の 物 及 び そ の 製 品	ペンキ＊	2リットル以内又 は容器・荷造とも の重量2キログラ ム以内のもの		
4	可 燃 性 の ガ ス	高 圧 ガ ス	圧 縮 ガ ス	酸素ガス	酸素ボンベ、 酸素缶＊	医療用又は携 帯用酸素容器に封 入した酸素ガス で2本以内のもの		
				炭 酸 ガ ス (二 酸 化 炭 素)	消 火 器	消 火 器 内 に 封 入 した炭酸ガスで2 本以内のもの		
					炭 酸 ガ ス カ ー ト リ ッ ジ ＊	2リットル以内又 は容器・荷造とも の重量が2キログ ラム以内のもの		
				天然ガス	プロパンガス＊			
				水素ガス	水素ガス吸入器 ＊			
				窒素ガス	窒素ガスボンベ ＊			
				オゾン	オゾン発生器＊			
				ヘリウム	ヘリウムガス＊			
				ネオンガス	ネオン管＊			

新						旧	
品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危 険 品 の 品 目	適 用 除 外 の 物 品		
					物 品	重 量 、 数 量 等	
4	可 燃 性 の ガ ス	高 圧 ガ ス	圧 縮 ガ ス	アセチレンガス	—		
				硫化水素ガス	—		
				一酸化炭素ガス	—		
				石炭ガス	—		
				水性ガス	—		
				空気ガス	—		
				アンモニアガス	—		
				塩素ガス	—		
				亜酸化窒素ガス(笑 気ガス)	—		
				ホスゲンガス	—		
				アルゴン	—		
				エタン	—		
				エチレン	—		
				メタン	—		
				その他の圧縮ガス及 びその製品	—		
			液 化 ガ ス	液体炭酸	消火器	消化器内に封入 した炭酸ガスで2 本以内のもの	
				液化プロパン	プロパンガス＊	2リットル以内又 は容器・荷造とも の重量が2キログ ラム以内のもの	
				フレオンー12	エアゾール噴射 剤、エアコンガス ＊		
				フレオンー22	エアゾール噴射 剤、エアコンガス ＊		
				ブタン	ライター、カセッ トガスボンベ＊		

新						旧	
品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体空気	—		
				液体窒素	—		
				液体酸素	—		
				液体アンモニウム	—		
				液体塩素	—		
				液化亜硫酸	—		
				液化シアン化水素(液体青酸)	—		
				塩化エチル	—		
				塩化メチル (メチルクロライド)	—		
				液化酸化エチレン	—		
				塩化ビニルモノマ	—		
				液体メタン	—		
				その他の液化ガス及びその製品	—		
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)	—		
			—	塩素酸カリウム	—		
			—	塩素酸バリウム (塩酸バリウム)	—		
			—	塩素酸カルシウム	—		
			—	塩素酸ストロンチウム	—		
			—	塩素酸アンモニウム	—		
			—	その他の塩素酸塩類	—		
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム (過塩素酸アンモン)	—		
			—	過塩素酸カリウム	—		
			—	過塩素酸ナトリウム	—		
			—	その他の過塩素酸塩類	—		
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム (過酸化ソーダ)	—		
			—	過酸化カルシウム	—		
			—	過酸化マグネシウム	—		
			—	過酸化バリウム	—		
			—	過酸化亜鉛	—		
			—	過酸化カリウム	—		
			—	その他の無機過酸化物	—		

新						旧	
品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危 険 品 の 品 目	適 用 除 外 の 物 品		
					物 品	重 量、数 量 等	
5	酸 化 性 の 物	硝 酸 塩 類	－	硝 石 (硝 酸 カ リ ウ ム)	肥 料 *	容 器・荷 造 と も の 重 量 が 2キ ロ グ ラ ム 以 内 の も の	
			－	硝 酸 ア ン モ ニ ウ ム (硝 酸 ア ン モ ン 又 は 硝 安)	－		
			－	硝 酸 ナ ト リ ウ ム	－		
			－	そ の 他 の 硝 酸 塩 類	－		
		亜 塩 素 酸 塩 類	－	亜 塩 素 酸 ナ ト リ ウ ム	漂 白 剤 *	密 閉 し た 容 器 に 収 納 し、か つ、破 損 す る お そ れ の な い よ う に 荷 造 し た 0.5リ ッ ト ル 以 内 の も の	
			－	そ の 他 の 亜 塩 素 酸 塩 類	－		
		次 亜 塩 素 酸 塩 類	－	晒 粉 (次 亜 塩 素 酸 カ ル シ ウ ム)	－		
			－	そ の 他 の 次 亜 塩 素 酸 塩 類	－		
		そ の 他 酸 化 性 の 物	－	過 硫 酸 ア ン モ ニ ウ ム	－		
			－	過 硫 酸 カ リ ウ ム	－		
			－	過 硫 酸 ナ ト リ ウ ム	－		
			－	三 酸 化 ク ロ ー ム (無 水 ク ロ ム 酸)	－		
			－	そ の 他 の 酸 化 性 の 物 及 び 製 品	－		
6	放 射 性 の 物	放 射 性 物 質 等	－	放 射 性 同 位 元 素 等 並 び に 核 原 料 物 質、核 燃 料 物 質 及 び こ れ ら に 汚 染 さ れ た も の	－		

新

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	－	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に 収納し、かつ、破 損するおそれの ないように荷造 した0.5リットル 以内のもの
			－	塩酸	トイレ用強力洗 浄剤＊	
			－	硝酸	－	
			－	塩化スルホン酸(塩化ス ルフリルを含む。)	－	
			－	沸化水素酸	－	
			－	硫酸ジメチル(ジメチル 硫酸)	－	
			－	フェロシリコン	－	
			－	塩化硫黄	－	
			－	クロルビクリン	－	
			－	四エチル鉛	－	
			－	クロロホルム	－	
			－	臭素(ブロム)	－	
			－	ホルマリン	－	
			－	その他、毒物及び劇物取 締法(昭和25年法律第 303号)で指定されてい る毒物及び劇物	バッテリー＊	薬液を入れた鉛 蓄電池で、堅固な 木箱に入れ、か つ、端子が外部に 露出しないよう に荷造したもの
		農薬	－	硫黄剤	農薬取締法(昭和 23年法律第82号) の適用を受ける 農薬	拡散用高圧容器 に封入した農薬 で2本以内のもの
			－	除虫菊剤		
			－	燐剤		
			－	DN剤		
			－	燻蒸剤		
			－	殺鼠剤		
			－	除草剤		
			－	展着剤		
			－	銅剤		
			－	水銀剤		
			－	ホルマリン剤		

旧

新

旧

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	農薬	－	ジネブ剤	農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受ける農薬	拡散用高圧容器に封入した農薬で2本以内のもの
			－	石灰剤		
			－	砒素剤		
			－	ニコチン剤		
			－	デリス剤		
			－	BHC剤		
			－	DDT剤		
			－	鉱油剤		
		－	その他、農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けるもの			
		その他危険物	－	生石灰(酸化カルシウム)	乾燥剤＊	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			－	塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)	催涙スプレー＊	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			－	低温焼成ドロマイト	－	
			－	塩化リン	－	
			－	臭化ベンジル	－	
			－	四塩化チタン	－	

(注1)「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

その他所要の規定の整備を行う。